

【商品概要説明書】

住宅ローン

[2020年10月1日現在]

項目	内容
1. 商品名	八十二の住宅ローン、親子二世帯住宅ローン、夫婦連帯債務住宅ローン
2. ご利用いただける方	<p>次のすべての条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○満20歳以上満70歳以下で、最終ご返済時満81歳以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ※親子二世帯住宅ローンの場合は、同居する、または将来同居予定の親と成人の子とし、親の借入時年齢が満70歳以下、かつ子の申込時年齢が満20歳以上で最終ご返済時年齢が満81歳以下の方 ※夫婦連帯債務住宅ローンの場合は、同居する夫と妻とし、夫婦双方とも申込時年齢が満20歳以上満70歳以下で、最終ご返済時年齢が満81歳以下の方 ※カーディフ団信付の場合は、満20歳以上満50歳以下で、最終ご返済時満81歳以下（配偶者特約付保時は配偶者が満20歳以上満50歳以下で最終ご返済時満81歳以下）の方 ○安定継続した収入のある方 ○団体信用生命保険に加入できる方 <ul style="list-style-type: none"> ※親子二世帯住宅ローン、夫婦連帯債務住宅ローンの場合はお申込み人双方が団体信用生命保険に加入できる方が条件となります。 ○保証会社の保証が受けられる方
3. ご利用限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○50万円以上1億円以内(1万円単位) ただし借地上の建物の場合は3,000万円以内
4. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込人が取得し、お申込人またはその家族が常時居住する目的のもので次に該当する資金 <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅の新築資金 2. 土地付住宅の購入資金（中古物件を含む） 3. マンションの購入資金（中古物件を含む） 4. 住宅用土地購入資金 5. 住宅の増改築資金、改装・補修資金 （マンションの共用部分の修繕工事負担金を含む） 6. 住宅取得または増改築に伴う次の資金 <ol style="list-style-type: none"> ①システムキッチン、ユニットバス設置等の住宅関連設備資金 ②外溝、植栽、門塀、造園、車庫等のエクステリア資金 ③照明器具、家具・家電製品等のインテリア資金 ④解体工事費、給排水工事費、造成工事費等 ⑤住宅取得に伴う税金（消費税、登録免許税等） ⑥住宅取得に伴う諸費用（登記費用、引越費用、不動産仲介手数料、第三者機関の住宅評価費用、一般定期借地権にかかる保証金等） ⑦お借入れに伴う諸費用（長期火災保険料、事務取扱手数料・保証料、抵当権設定登記費用等） 7. 現在他の金融機関でお借入れ中の住宅ローンのお借換え資金およびお借換えに伴う諸費用 8. お借換え対象住宅の増改築資金
5. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ○固定金利選択型 <p>固定金利特約期間を、お客さまのプランにあわせて3年・5年・10年・15年間からお選びいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間（3年、5年、10年、15年）特約により金利を固定し、一定期間が終了した時点でその時の金利情勢を確認のうえ改めて固定金利または変動金利をお選びいただけます。 ※適用金利はお申込み時の金利ではなく、お借入れ時の金利となります。なお、固定金利特約期間中は金利の変更はできません。 ※固定金利特約期間中の毎月の返済額は変わりません(元金均等月賦返済を除きます)。 ・固定金利特約期間終了時のお取扱い <p>固定金利特約期間終了時（3年は36回目、5年は60回目、10年は120回目、15年は180回目のそれぞれ約定返済日）に、その時点の金利で改めて固定金利あるいは変動金利をお選びいただけます。</p> ※固定金利特約期間終了時の金利がお借入れ時の金利と異なる場合には、毎月の返済額が変更となります。この場合、お選びいただく金利タイプにより毎月の返済額は次のように変更させていただきます。

項 目	内 容						
	<p>1. 再度固定金利を選択された場合 毎回の返済額の変動幅に制限がありませんので、金利の変動により毎回の返済額が大幅に増加または減少することがあります。</p> <p>2. 変動金利を選択された場合（固定金利選択のお申し出がない場合、または残りのお借入れ期間が3年未満となった場合で自動的に変動金利に変更させていただいた場合を含みます） 毎回の返済額が増額になる場合は、変更前（固定金利特約期間中）の返済額の1.25倍を限度として変更させていただきます。毎回の返済額が減額になる場合は、変動幅に制限なく変更させていただきます。</p> <p>(1) 固定金利特約期間終了時にお借入れ条件を変更された場合は、1.25倍の制限なく返済額を変更させていただく場合がございます。</p> <p>(2) 変動金利への変更後は、変動金利型の「金利変更の基準日・実施日」「ご返済額の変更」に基づき変更させていただきます。</p> <p>※元金均等月賦返済を除きます。 ※固定金利選択のお申し出がない場合、または残りのお借入れ期間が3年未満となった場合は自動的に変動金利に変更させていただきます。 ※一旦、変動金利を選択した場合でも固定金利に切り替えることができます(この場合条件変更手数料5,500円(消費税等込)がかかります)。</p> <p>○変動金利型 お借入れ期間中の金利は当行の住宅ローン基準金利を基準として、年2回自動的に変更されます。</p> <p>・金利変更の基準日・実施日 適用金利は基準金利が下記の基準日・実施日により変更された場合、これに連動して同じ幅だけ金利が引き上げられ、または引き下げられます。 ※適用金利はお申込み時の金利ではなく、お借入れ時または基準日の金利となります。</p> <table border="1" data-bbox="496 969 1402 1126"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日</td> <td>同年6月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、同年7月のご返済分からご返済額が変更となります。</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>同年12月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、翌年1月のご返済分からご返済額が変更となります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ご返済額の変更</p> <p>1. 毎回の返済額は5年間変更されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間は毎回の返済額（元金および利息の合計）は変更されませんが、金利の変動により元金と利息の内訳は変更させていただきます。 ・毎年10月1日を経過するごとに1年経過したものとみなします。 <p>2. 5年経過ごとに返済額は変更されますが、増額の場合には変更前の1.25倍を限度とします（減額の場合は制限ありません）。</p> <p>※5年間の返済額一定期間中に金利が上昇し、利息分がご返済額を上回る場合、または5年経過ごとの見直しで利息分が変更後のご返済額を上回る場合、上回る利息分（未払利息）は最終回のご返済に繰り延べます。最終回のご返済日に通常のご返済額を上回る金額となった場合には、原則として最終回のご返済日に一括して未払利息をご返済いただきます。なお、その際、期間の延長や分割返済もできますので、窓口までお申し出ください。</p> <p>※元金均等月賦返済を除きます。</p> <p>○キャップ付(上限金利付)変動金利型 変動金利型に金利の上限を設定します。 将来、基準金利が上昇しても、上限金利を限度として金利を適用するので安心です。</p>	基準日	実施日	4月1日	同年6月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、同年7月のご返済分からご返済額が変更となります。	10月1日	同年12月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、翌年1月のご返済分からご返済額が変更となります。
基準日	実施日						
4月1日	同年6月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、同年7月のご返済分からご返済額が変更となります。						
10月1日	同年12月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、翌年1月のご返済分からご返済額が変更となります。						
6. ご返済期間	<p>○1年以上35年以内（1カ月単位） ※中古物件・増改築・お借換えの場合は、1年以上で35年から築後年数を差し引いた年数以内（ただしお借換えの場合は、お借換え対象ローンの期限内とさせていただきます）。</p>						
7. ご返済方法	<p>○元利均等月賦返済 毎月一定額(元金および利息の合計額)でご返済いただきます。また、お借入れ金額の50%までは年2回ボーナスによる増額返済もご利用いただけます（1万円単位）。</p> <p>○元金均等月賦返済 毎月決まった元金に利息を加えた金額をご返済いただきます(元金の減少やご融資利率の変動に伴い返済額は毎月変わります)。また、お借入れ金額の50%までは年2回ボーナスによる増額返済もご利用いただけます（1万円単位）。</p> <p>※ご返済期間中での元利均等月賦返済・元金均等月賦返済間の変更はできません。</p>						

項 目	内 容																								
8. 担保・保証人	<p>○八十二信用保証(株)が保証しますので、保証人は必要ありません。</p> <p>○ご融資対象の土地・建物に、八十二信用保証(株)を第1順位の抵当権者とする抵当権を設定させていただきます。</p> <p>○保証料 <保証料外枠方式> お借入れ時に一括して八十二信用保証(株)に所定の保証料をお支払いいただきます。 (お借入れ金額100万円につき)</p> <table border="1" data-bbox="427 315 1353 584"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>元利均等月賦返済の場合</th> <th>元金均等月賦返済の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>2,287円～9,157円</td> <td>2,150円～8,608円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>4,267円～17,085円</td> <td>3,801円～15,214円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>5,985円～23,959円</td> <td>5,098円～20,416円</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>7,409円～29,665円</td> <td>6,127円～24,545円</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>8,617円～34,507円</td> <td>6,955円～27,854円</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>9,558円～38,265円</td> <td>7,624円～30,539円</td> </tr> <tr> <td>35年</td> <td>10,293円～41,216円</td> <td>8,171円～32,730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保証料は当行および八十二信用保証(株)の審査により決めさせていただきます。 <保証料内枠方式> 保証料はお借入利率に年0.1～0.4%上乘せさせていただきます。お借入れ時に一括して保証料をお支払いいただく必要はありません。 ※ご融資利率は当行および八十二信用保証(株)の審査により決めさせていただきます。</p>	期間	元利均等月賦返済の場合	元金均等月賦返済の場合	5年	2,287円～9,157円	2,150円～8,608円	10年	4,267円～17,085円	3,801円～15,214円	15年	5,985円～23,959円	5,098円～20,416円	20年	7,409円～29,665円	6,127円～24,545円	25年	8,617円～34,507円	6,955円～27,854円	30年	9,558円～38,265円	7,624円～30,539円	35年	10,293円～41,216円	8,171円～32,730円
期間	元利均等月賦返済の場合	元金均等月賦返済の場合																							
5年	2,287円～9,157円	2,150円～8,608円																							
10年	4,267円～17,085円	3,801円～15,214円																							
15年	5,985円～23,959円	5,098円～20,416円																							
20年	7,409円～29,665円	6,127円～24,545円																							
25年	8,617円～34,507円	6,955円～27,854円																							
30年	9,558円～38,265円	7,624円～30,539円																							
35年	10,293円～41,216円	8,171円～32,730円																							
9. 火災保険	<p>○火災等により建物や家財が損害を受けた場合に、損害が補償される「住宅ローン用火災保険」にご加入いただくことができます。</p>																								
10. 団体信用生命保険	<p>○ご加入いただきます(保険料当行負担)。 ※親子二世帯住宅ローンの場合、親と子がそれぞれ1/2ずつ按分してご加入いただきます。親が82歳に到達した時点で子に全額付保いたします。 ※夫婦連帯債務住宅ローンの場合は、夫と妻がお借入金額の負担割合に応じて按分してご加入いただくか、「夫婦連生団信」を利用してご加入いただくことができます。 ※「夫婦連生団信」をご利用いただく場合は、夫と妻がそれぞれお借入金額でご加入いただき、通常の住宅ローン金利より年0.1%高くなります。</p>																								

項 目	内 容			
1 1. 疾病保障	<p>○通常の住宅ローン金利より年0.2%～0.4%高くなります。</p> <p>○がん保障付住宅ローン、夫婦連生がん保障付住宅ローンの場合、ガン保障特約付団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <p>○＜3大疾病＋5つの重度慢性＞保証付住宅ローンの場合、ガン保障特約付団体信用生命保険、脳卒中・急性心筋梗塞保障および5つの重度慢性疾患保障付就業不能信用費用保険にご加入いただきます。</p> <p>○＜全疾病＞保障付住宅ローンの場合、ガン保障特約付団体信用生命保険、脳卒中・急性心筋梗塞保障および5つの重度慢性疾患保障付就業不能信用費用保険、8疾病以外の病気やケガ保障にご加入いただきます。</p>			
		ガン保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障 ガン診断一時金 (配偶者・女性用) 保障	
	保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できません。	急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約・悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用) 付帯就業不能信用費用保険	
	保障内容	<p>特約の責任開始日以降、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※「上皮内ガン」(大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管などの非浸潤ガンを含む)および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は、診断給付金のお支払い対象となりません。</p> <p>※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。</p> <p>※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p>	<p>【保険金】</p> <p>保障の開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業できない状態(注2)となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長2ヵ月(保障期間を通算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【診断給付金】</p> <p>保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態(注1)が継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額が診断給付金として八十二銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p>	<p>配偶者(ローンをお借入れいただいているご本人と法律上の婚姻関係にある妻)が、保障の開始日以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、診断給付金100万円を、配偶者にお支払いします。(お支払いは1回のみ)</p> <p>※「上皮内ガン(上皮内新生物)」(乳管などの非浸潤ガンを含む)は、診断給付金のお支払い対象となりません。</p> <p>※保障開始日の前に罹患した女性特有のガンについては、診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。</p> <p>※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p> <p>※夫婦連帯債務住宅ローンは対象外です。</p>
	保障期間	住宅ローンご返済期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください)		
保障の開始日(責任開始日または待機期間)	ローン実行日から91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日から保障が開始されます。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 *ローン実行日前の発病による就業できない状態(注2)、および保障開始日の前に発生した就業できない状態(注2)については【保険金】をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した女性特有のガン・脳卒中および急性心筋梗塞については【診断給付金】をお支払いしません。		

項 目	内 容	
保障が終了する 場合	<p>○満82歳のお誕生日に到達したとき</p> <p>○保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき</p>	<p>○満82歳のお誕生日に到達したとき</p> <p>○保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき</p> <p>○急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障の所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき</p> <p>※ガン診断一時金(配偶者・女性用)は、一時金が支払われたとき(お支払いは1回のみ)、配偶者が満82才のお誕生日に到達したとき、戸籍上の妻でなくなったときに、保障が終了します。また、ローンをお借り入れいただいているご本人が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときは、ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障も終了します。</p>
	引受保険会社	<p>カーディフ生命保険株式会社</p> <p>カーディフ損害保険株式会社</p>
保障内容	5つの重度慢性疾患保障	8疾病以外の病気やケガ保障
	<p>保険正式名称</p> <p>重度慢性疾患のみ保障特約・債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p>	<p>特定疾患および重度慢性疾患保障対象外特約・債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険</p>
	<p>【保険金】</p> <p>保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)により就業できない状態(注2)となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を通算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】</p> <p>保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態(注2)となり、その日から12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として八十二銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p>	<p>【保険金】</p> <p>保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)以外の病気やケガにより就業できない状態(注2)となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長12ヵ月(保障期間を通算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】</p> <p>保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)以外の病気やケガにより就業できない状態(注2)となり、その日から12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として八十二銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※保険会社が認める病気やケガが対象となります。なお、保障対象外となる病気やケガ(精神障害など)については「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」にてご確認ください。</p>
保障期間	住宅ローンご返済期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください)	

項 目	内 容									
	保障の開始日	<p>ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。 ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 ＊ローン実行日前の発病による就業できない状態（注2）、および保障開始日の前に発生した就業できない状態（注2）については【保険金】【債務繰上返済支援保険金】をお支払いしません。</p>								
	保障が終了する場合	<p>○満82歳のお誕生日に到達したとき ○保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき ○5つの重度慢性疾患に対する保障の支払限度期間分の保険金が支払われたとき</p>								
	引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社								
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">上皮内ガン・皮膚ガン保障特約</th> <th style="width:50%; text-align: center;">ガン先進医療特約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 611 624 741"> <p>団体信用生命保険上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。</p> </td> <td data-bbox="624 611 1513 741"> <p>団体信用生命保険ガン先進医療特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 741 624 2022"> <p>特約の責任開始日以後、下記いずれかに該当したとき30万円がお借入れ人様に支払われます（お支払いは1回のみ）。 ①上皮内新生物（上皮内ガン）に罹患し、医師により診断確定されたとき。 ②皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）に生まれて初めて罹患し、医師により診断確定されたとき。 ※対象となる上皮内ガン・皮膚ガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。 ※同一被保険者につき加入できるのは1口（30万円）までです。お借入が複数発生する場合も1口のみでの加入となります。</p> </td> <td data-bbox="624 741 1513 2022"> <p>①特約の責任開始日以後、下記に該当したとき先進医療に係る技術料と同額（その額が500万円を超える場合は500万円）がお借入れ人様に支払われます（通算1,000万円限度）。 ●生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物（ガン）を直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき。 ●悪性新生物（ガン）に生まれて初めて罹患し、医師によって、先進医療による療養により診断確定されたとき。 ②「ガン保障特約」で定める悪性新生物（ガン）に罹患したと診断確定された日（※以下「診断確定日」といいます）から1年の間に、その悪性新生物（ガン）を直接の原因として、上記①に該当した場合は、「診断確定日」に①に該当したものとみなして、ガン先進医療給付金を支払います。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり（契約概要・注意喚起情報）」で必ずご確認ください。 ※先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとに適応症及び実施する医療機関が限定されています。また、先進医療は随時見直されますので、療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合は、給付金の支払対象とはなりません。 ※カーディフ生命保険株式会社の他の先進医療給付を行う特約を通算して、同一被保険者について1特約を限度とします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 2022 624 2123">保障期間</td> <td data-bbox="624 2022 1513 2123">住宅ローンご返済期間（ただし、保障の開始日につきご注意ください）</td> </tr> </tbody> </table>	上皮内ガン・皮膚ガン保障特約	ガン先進医療特約	<p>団体信用生命保険上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。</p>	<p>団体信用生命保険ガン先進医療特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。</p>	<p>特約の責任開始日以後、下記いずれかに該当したとき30万円がお借入れ人様に支払われます（お支払いは1回のみ）。 ①上皮内新生物（上皮内ガン）に罹患し、医師により診断確定されたとき。 ②皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）に生まれて初めて罹患し、医師により診断確定されたとき。 ※対象となる上皮内ガン・皮膚ガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。 ※同一被保険者につき加入できるのは1口（30万円）までです。お借入が複数発生する場合も1口のみでの加入となります。</p>	<p>①特約の責任開始日以後、下記に該当したとき先進医療に係る技術料と同額（その額が500万円を超える場合は500万円）がお借入れ人様に支払われます（通算1,000万円限度）。 ●生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物（ガン）を直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき。 ●悪性新生物（ガン）に生まれて初めて罹患し、医師によって、先進医療による療養により診断確定されたとき。 ②「ガン保障特約」で定める悪性新生物（ガン）に罹患したと診断確定された日（※以下「診断確定日」といいます）から1年の間に、その悪性新生物（ガン）を直接の原因として、上記①に該当した場合は、「診断確定日」に①に該当したものとみなして、ガン先進医療給付金を支払います。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり（契約概要・注意喚起情報）」で必ずご確認ください。 ※先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとに適応症及び実施する医療機関が限定されています。また、先進医療は随時見直されますので、療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合は、給付金の支払対象とはなりません。 ※カーディフ生命保険株式会社の他の先進医療給付を行う特約を通算して、同一被保険者について1特約を限度とします。</p>	保障期間	住宅ローンご返済期間（ただし、保障の開始日につきご注意ください）
	上皮内ガン・皮膚ガン保障特約	ガン先進医療特約								
	<p>団体信用生命保険上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。</p>	<p>団体信用生命保険ガン先進医療特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。</p>								
<p>特約の責任開始日以後、下記いずれかに該当したとき30万円がお借入れ人様に支払われます（お支払いは1回のみ）。 ①上皮内新生物（上皮内ガン）に罹患し、医師により診断確定されたとき。 ②皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）に生まれて初めて罹患し、医師により診断確定されたとき。 ※対象となる上皮内ガン・皮膚ガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。 ※同一被保険者につき加入できるのは1口（30万円）までです。お借入が複数発生する場合も1口のみでの加入となります。</p>	<p>①特約の責任開始日以後、下記に該当したとき先進医療に係る技術料と同額（その額が500万円を超える場合は500万円）がお借入れ人様に支払われます（通算1,000万円限度）。 ●生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物（ガン）を直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき。 ●悪性新生物（ガン）に生まれて初めて罹患し、医師によって、先進医療による療養により診断確定されたとき。 ②「ガン保障特約」で定める悪性新生物（ガン）に罹患したと診断確定された日（※以下「診断確定日」といいます）から1年の間に、その悪性新生物（ガン）を直接の原因として、上記①に該当した場合は、「診断確定日」に①に該当したものとみなして、ガン先進医療給付金を支払います。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり（契約概要・注意喚起情報）」で必ずご確認ください。 ※先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとに適応症及び実施する医療機関が限定されています。また、先進医療は随時見直されますので、療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合は、給付金の支払対象とはなりません。 ※カーディフ生命保険株式会社の他の先進医療給付を行う特約を通算して、同一被保険者について1特約を限度とします。</p>									
保障期間	住宅ローンご返済期間（ただし、保障の開始日につきご注意ください）									

項 目	内 容																						
	保障の開始日 (責任開始日 または 待機期間)	ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患した上皮内ガン・皮膚ガンについては、診断確定が責任開始日以後であっても給付金をお支払いしません。	ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以後であっても給付金をお支払いしません。																				
	保障が終了する場合	○満82歳のお誕生日に到達したとき ○保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき	○満82歳のお誕生日に到達したとき ○保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき																				
	引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社																					
<p>注1「所定の状態」とは…脳卒中：言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合 急性心筋梗塞：労働制限を必要とする状態が継続した場合 注2「就業できない状態」とは…被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務も全く従事できない状態</p> <p>○重要事項のご説明について 詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合（免責事項）などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また「<3大疾病+5つの重度慢性疾患>保証付住宅ローン」「<全疾病>保証付住宅ローン」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載のそれぞれの問い合わせ先へご連絡ください。</p>																							
1.2. ご契約時にかかる費用	<p>○ご契約書類の印紙代（1通ごと）</p> <table border="1" data-bbox="440 1061 1382 1252"> <thead> <tr> <th>契約金額</th> <th>印紙税</th> <th>契約金額</th> <th>印紙税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>200円</td> <td>1,000万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円以下</td> <td>400円</td> <td>5,000万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>1,000円</td> <td>1億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○抵当権の設定費用 登録免許税（抵当権設定登記）お借入れ金額の0.4% ※特例が適用される場合があります。※別途司法書士への登記報酬料がかかります。 ※お借換えの場合にはこの他に抹消費用（不動産1個につき1,000円）がかかります。</p>			契約金額	印紙税	契約金額	印紙税	10万円以下	200円	1,000万円以下	1万円	50万円以下	400円	5,000万円以下	2万円	100万円以下	1,000円	1億円以下	6万円	500万円以下	2,000円		
契約金額	印紙税	契約金額	印紙税																				
10万円以下	200円	1,000万円以下	1万円																				
50万円以下	400円	5,000万円以下	2万円																				
100万円以下	1,000円	1億円以下	6万円																				
500万円以下	2,000円																						
1.3. 手数料	<p>○銀行事務取扱手数料：22,000円（消費税等込） ○保証会社事務取扱手数料：33,000円（消費税等込） ○「ご返済金額10万円以上」かつ「繰上返済後、残りの返済回数が12回以上」の場合、一部繰上返済（※）の手数料は無料です（保証料返戻に係る保証会社事務手数料が必要となる場合があります）。 上記以外の場合は5,500円（消費税等込）の手数料をいただきます。 ※一部繰上返済と同時に行なう「返済期間の短縮」および「ボーナス月増額返済額」の変更は無料です。 ○全額繰上返済、融資条件の変更（返済期間の延長等）を行う際は5,500円（消費税等込）の手数料をいただきます。 ※出産・育児・介護による長期休業を理由とした条件変更（元金据置）の場合は手数料不要です。 ○お借入れ時に保証料を一括してお支払いいただいている場合（保証料外枠方式）は繰上返済（一部繰上返済を含む）またはご返済期間の短縮をされますと、八十二信用保証（株）所定の計算方法により、都度戻保証料を計算のうえ、八十二信用保証（株）への事務取扱手数料として2,200円（消費税等込）を差引き、残額を翌月20日（銀行休業日は翌営業日）に返済用口座に返戻いたします。 なお戻保証料が2,200円に満たない場合は返戻金はございません。</p>																						
1.4. その他	<p>○窓口・ホームページで返済額の試算ができます。 ○ご融資利率については窓口へお問い合わせください。</p>																						